

津野町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業通所介護事業

重要事項説明書

津野町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業通所介護事業

利用契約書

津野山養護老人ホーム組合

津野町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業通所介護事業

重要事項説明書

1.事業所の概要

事業者名称	津野山養護老人ホーム組合
所在地	高知県高岡郡津野町力石5082番地
事業所の名称	津野町地域密着型通所介護事業所 高原
事業所指定番号	第3972500080号
管理者	西 森 正 浩
連絡先	TEL0889-62-2154 FAX0889-62-2773
サービス提供地域	平成17年2月1日合併前の旧東津野地域

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

2.事業所の職員体制

職 種		常 勤	非 常 勤	計
管 理 者		1		1
サービス提供者	生 活 相 談 員	2		2
	看 護 師	1	3	4
	介 護 職 員	2		2
	調 理 員	1	1	1

3.営業時間

サービスの種類	平 日	土 曜 日	日 曜 祝 祭 日
通 所 介 護	9:45～16:00	休 業	休 業

※年末年始（12月29日～1月3日）は休業します。

4.サービスの内容

利用者の通所により各種のサービスを提供することによって生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、ご家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ることを目的としたサービスです。

【サービス区分】

〈日常生活上の援助〉

①排泄の介助 ②移動の介助 ③その他の身体介助 ④健康チェック

〈機能訓練サービス〉

①日常動作訓練 ②レクリエーション ③体操 ④趣味の活動

〈送迎サービス〉

①車椅子利用者 ②昇降移動介助

〈入浴サービス〉

- ①一般浴槽による入浴介助 ②衣類の着脱 ③身体洗淨・洗髪

〈食事サービス〉

- ①準備・後始末 ②食事介助

〈相談・助言サービス〉

- ①訓練の相談・助言 ②福祉用具に関する相談・助言 ③家族介護者教室の開催
④その他必要な相談・助言

5. サービス利用料及び利用者負担額

介護保険からの給付サービスを利用する場合の利用者負担額は、原則として利用付額の一割又は二割です。

下記の料金については、介護保険法に基づく告示上の金額です。今後改正される場合もあります。(令和7年4月1日現在)

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
月単位の定額制となります。

要支援 1	1,798 円
要支援 2	3,621 円

- ① 提供体制加算Ⅰ 1 88 円 ② 提供体制加算Ⅰ 2 176 円
③ 介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算Ⅰ	サービス利用料金にその他介護給付費を加えた額に 11.7% を乗じた額
介護職員処遇改善加算Ⅱ	サービス利用料金にその他介護給付費を加えた額に 11.5% を乗じた額
介護職員処遇改善加算Ⅲ	サービス利用料金にその他介護給付費を加えた額に 10.5% を乗じた額
介護職員処遇改善加算Ⅳ	サービス利用料金にその他介護給付費を加えた額に 8.9% を乗じた額

※ 介護保険給付対象外のサービスに係る利用料金

食事材料費 700 円（おやつ代を含む） おむつ代実費 利用者の希望による手芸材料費等実費

その他

①交通費

上記 1 のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、通常の実施地域を越えた地点から交通費（実費：1 km 当り 35 円）が必要です。

6.利用料金の支払い方法

利用者負担金は、利用翌月の15日までに請求しますので、月末までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 窓口で現金払い

イ. 振込支払い

金融機関	高知県農協 東津野出張所
口座名義	高原荘利用料会計
口座番号	普通口座 6585040

7. 当事業所の運営方針

本事業所において、利用者に提供する津野町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業通所介護事業(以下「介護予防通所介護」という)は、介護保険法令並びに関係する厚生省令の趣旨に沿った内容とし、利用者の人格を尊重し、常に利用者及びその家族のニーズを的確に把握し、個別に作成する津野町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業通所介護計画(以下「介護予防通所介護計画」という)に従い、サービス内容をわかりよく説明し、サービスを提供します。

また、常に提供したサービスに対しての管理・評価を行なうとともに、新たな介護技術の習得に努め、より良いサービスが提供できるよう努めます。

8. 業務継続計画（BCP）の策定

感染症や非常災害時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行なうなどの措置を講じる。

- (1) 委員会の開催
- (2) 研修、訓練の実施（年2回以上）
- (3) 業務継続計画の指針の整備

9. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、ご利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する研修を定期的に行なうなどの措置を講じる。

- (1) 委員会の開催
- (2) 虐待防止研修の開催（年2回以上）
- (3) 高齢者虐待防止の指針の整備

8.相談窓口・苦情対応

(ア) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当 事 業 所 の お 客 様 相 談 窓 口	電話番号	6 2 - 2 1 5 4
	FAX 番号	6 2 - 2 7 7 3
	相談員（責任者）	大崎 太志
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分

(イ) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

津野町役場健康福祉課 介護保険相談窓口	所 在 地	高岡郡津野町力石2870番地2
	電 話 番 号	6 2 - 2 3 1 1
	FAX 番号	6 2 - 3 5 1 9
	対 応 時 間	午前8時30分～午後5時15分
高知県国民健康保険団体 連 合 会 （ 国 保 連 ）	所 在 地	高知市丸の内2-6-5
	電 話 番 号	0 8 8 - 8 2 0 - 8 4 1 0 ・ 8 4 1 1
	FAX 番号	0 8 8 - 8 2 0 - 8 4 1 3
	対 応 時 間	午前9時～午後4時

9. 事故の対応

サービス提供中の利用者の心身に異変が生じた場合及び事故が発生したときは、迅速に主治医に連絡する等の適切な対応を講ずると同時に、家族・管理者・関係機関へ速やかに通報する。

サービス提供にあたって利用者の生命・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。

ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

10. 台風・地震等の悪天候時や災害時について

台風、積雪又は地震等（注意報や警報、警戒宣言等が発令された場合、また、その恐れがある場合も含む）のサービスの提供が困難な場合には、やむを得ず変更又は、中止とさせていただく場合があります。その場合は速やかにご連絡いたします。

11. 当組合の概要

名 称 ・ 種 別	津野山養護老人ホーム組合一部事務組合
代 表 者	組合長 池 田 三 男
所在地・電話番号	高知県高岡郡津野町力石5082番地 電話62-5154
業 務 の 概 要	特別養護老人ホーム 地域密着型通所介護事業所 短期入所生活介護事業所
事 業 所 数	1（事業数 3事業）

【説明確認欄】

令和 年 月 日

津野町介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業通所介護事業利用契約締結に
当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業所 所 在 地 高知県高岡郡津野町力石 5 0 8 2 番地

事業所名 津野山養護老人ホーム組合

説 明 者 大 崎 太 志 ㊞

津野町介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業通所介護事業利用契約締結に
当たり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住 所 高知県高岡郡津野町

氏 名 ㊞

代理人（代筆者を兼ねる）住 所

（続柄）氏 名 ㊞